

L型側溝施設修繕 仕様書

この仕様書は、市川市(以下「発注者」という。)が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名

L型側溝施設修繕

2 修繕目的

公共下水道区域内におけるL型側溝の沈下及び老朽化に伴い、側溝部に雨水が滞水及び通行に支障をきたしていることから、補修修繕を行うもの。

3 修繕場所

市川市真間1丁目7番地先 外1箇所

4 修繕期間

契約日 から 令和8年10月30日まで

5 業務時間

午前9時00分から午後5時00分まで

6 修繕内容

- ・L型側溝の入れ替え
- ・L型柵の入れ替え
- ・円形汚水柵の入れ替え
- ・取付管の入れ替え
- ・影響範囲の舗装復旧

7 建設副産物対策等

7-1 共通事項

- ・「建設リサイクル推進計画2020」(国土交通省)及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムによ

り作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

7-2 建設副産物処理承認申請書の作成

- ・「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

7-3 処理の委託

- ・建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処理について許可業者と各々建設廃棄物処理委託契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを「建設副産物処理承認申請書」に添付すること。
なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と「建設廃棄物処理委託契約」を締結すること。

7-4 建設副産物処理調書の作成

- ・建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に1部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。

7-5 マニフェストの提出

- ・建設廃棄物の処理にあたって産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提示すること。

7-6 建設発生土

- ・本工事により発生する建設発生土を搬出する場合は、建設発生土の適正な利用の推進を図るものとする。
建設発生土(32m³)は、片道運搬距離20.0kmに搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

7-7 路盤廃材

- ・本工事により発生する路盤廃材(23t)は、市川市上妙典1614-2地内、片道運搬距離7.4kmの(株)サントラス 上妙典リサイクルセンターに運搬し、処理するものとする。

7-8 建設廃棄物

- ・本工事により発生するアスコン塊(28t)は、市川市下妙典1153-1地内、片道運搬距離8.9kmの高俊興業(株)に運搬し、処理するものとする。
- ・本工事により発生する鉄筋コンクリート塊(24t)は、市川市上妙典1614-2地内、片道運搬距離7.4kmの(株)サントラス 上妙典リサイクルセンターに運搬し、処理するものとする。
- ・本工事の舗装切断作業時に発生する排水(0.42t)は、八千代市吉橋1075-9地内、片道運搬距離20.0kmの千葉丸辰道路(株)に運搬し、産業廃棄物の汚泥と廃アルカリ(pH12.5以上は特別管理産業廃棄物の廃アルカリ)の混合物として処理するものとする。

本仕様書第2条での「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」での登録は、全て『その他の廃棄物』として登録する。

8 仮設工

本工事の土留工及び路面覆工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

9 工事現場管理

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 上記事項について、下請業者にも十分指導すること。

10 建設機械の使用

10-1 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械の使用

- (1) 受注者は、以下の表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指

定要領（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月8日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、当該工事の施工において排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。
- (3) 本工事は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）の適用範囲に該当する工事であり、受注者は、当該工事の施工において、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。
ただし、施工時期・現場の条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

10-2 環境対策

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書【環境対策】内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

11 工事材料

本工事に使用する材料のうち監督職員の指示する材料については、事前に品質証明書等を提出し確認を受けなければならない。また、監督職員の試験若しくは検査（確認を含む）を受けると指示された工事材料については、当該検査を受けなければならない。

12 提出書類

- ・業務責任者通知書
- ・修繕概要説明
- ・案内図
- ・施工写真
- ・出来形図（施設の新設・変更・撤去がある場合）
- ・警備報告書

- ・納品伝票
- ・産業廃棄物マニフェスト
- ・完了届
- ・その他業務に必要なもの

13 その他

- (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちに発注者及び所管警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行による個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することの無いよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

施 工 条 件 の 明 示

市川市 下水道部 河川・下水道管理課

工 事 名

L型側溝施設修繕

工 事 場 所

市川市真間1丁目7番地先外1箇所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 休日には日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始休暇のほか、基本的には作業期間内の全土曜日を含むものとする。 ■ 本工事は昼間施工であり、交通規制時間は、9：00～17：00を想定している。ただし、最終的な交通規制については、所管の警察署との協議の結果によるものとする。 ■ 本工事は、市民が日常的に利用する下水道施設の改修を、住宅密集地域内で実施するものであって、第三者（沿道住民、通行者等）への影響を抑制しつつ、工事目的物の品質を確保する必要がある。従って、計画性が重要であることを認識し、適切な施工方法及び作業工程を立案し、詳細の施工計画を設定すること。 ◇ 本工事は、L型側溝工、取付管工及び舗装工等の作業工程があり、また工区も複数あるが、交通規制等に起因する住民の日常生活への影響を抑制するため、重複する工程は想定していない。 ◇ 本工事は、第三者の安全対策及び環境保全対策の一環として、L型側溝工の作業箇所と既設路面との境界（継ぎ目部）に段差や溝を残さない状態で交通開放すること。このことが可能な「日当り施工量（延長）」を設定すること。 ■ 週間工程表を前の週の木曜日までに監督職員に提出すること。提出方法は、紙による直接提出のほか、FAX、Eメール等の利用を可とする。 ■ 工程等に関し不測の事態が生じた場合については、速やかに監督職員に報告し、協議すること。
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事着手前に用地境界を確認し、L形側溝が宅地内に越境している場合は、これを解消の上、L形側溝を敷設すること。 ■ 用地境界標・杭を一時撤去する必要が生じた際は、工事完了時に適切な位置に復旧すること。 ■ 境界杭を破損、紛失した場合や用地関連で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。 ■ 官民境界付近の施工については、必要に応じて権利者に立会を依頼する等、境界に関する紛争が生じることのないように努めること。

	<p>■発生土を仮置きする場合の仮置き場の手配は、受注者の責任にて行うものとする。</p>
<p>公害対策関係</p>	<p>■狭小な道路上での工事となるため、工事に伴う騒音・振動等について、影響を与えられる近隣住民に対しては、事前に余裕を持って作業内容を周知すること。</p> <p>■本工事で使用する建設機械は、低騒音・低振動型および排ガス対策型とすること。</p> <p>■全作業において、騒音・振動の発生と拡散、粉塵や土砂及び洗浄水の飛散等を最小限に抑制すること。また、工事期間中は、作業終了後の後片付け等、現場管理を徹底すること。</p> <p>■構造物取壊し等、全ての作業において、騒音・振動・粉塵等を最小限に抑制すること。</p> <p>■工事車両、重機等の運行、使用に際しては、以下について最大限配慮すること。</p> <p>◇工事車両（特に大型車両）の通行については、第三者（周辺住民等）の通行の阻害防止及び安全確保、並びに周辺への振動、騒音、粉塵及び運行経路等への土砂・泥土等の飛散防止対策を徹底すること。特に、施工箇所からの入退場時や現場からの発生土等の搬出時においては、一旦停止による第三者（周辺住民等）の確認を徹底するとともに、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。</p> <p>■重機及び工事車両の空ぶかし禁止。また、使用していない機械のこまめなエンジン停止等、周辺への影響を最小限に抑制すること。</p> <p>■本工事で発生する掘削土等の飛散防止に努めること。</p> <p>■本工事の施工箇所となる道路上や周辺地域の環境保全に努めること。</p>
<p>安全対策関係</p>	<p>■本工事着手に先立ち、案内文を作成し、監督職員の承諾を得た上で、近隣住民への周知を図ること。</p> <p>■取付管布設替えの対象となる住民には、工事を行う旨の理解を得た上で着手すること。</p> <p>■既設合流管の人孔に入り作業する者は、酸素欠乏及び硫化水素中毒の恐れがあるため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指揮のもと、適切な措置を講じた上で作業を行うと共に、酸素欠乏・硫化水素危険作業に関する特別教育を修了した者が作業に従事すること。</p> <p>■事前に周知看板等を適切な位置に設置すること。なお、看板の内容、設置箇所等については、予め監督職員と協議すること。</p> <p>■当該工事の施工範囲とそれ以外とを、保安用の柵により明確に区分して、第三者（周辺住民等）の立入を防止し、その安全を確保すること。</p>

- 第三者に対して、工事着手前に工事内容（工程、工事の方法、工事の時間帯、交通規制、工事に伴う日常生活への影響、騒音・振動・粉塵を伴う作業など）の周知を行うとともに、着工後も必要に応じて随時周知と説明を行うこと。なお、工事案内の内容及び対象範囲について、監督職員に確認したうえで周知を実施すること。
- ◇ 施工期間中、第三者から本工事に対する理解と協力を得られるよう、コミュニケーションを図る積極的な取組みを実施すること。
- ◇ 全ての作業において、慎重かつ丁寧な施工を行うとともに、環境保全対策として、騒音・振動及び粉塵等による第三者への影響を最小限に抑制すること。
- ◇ 工事車両による騒音・振動抑制及び第三者の通行の阻害抑制を徹底すること。また工事車両の通行経路上の影響（車両に土砂、廃材の破片及び粉塵等を付着させたまま持出す、飛散させる等）の抑制を徹底すること。
- 掘削箇所は、重大事故の可能性があることをあらためて認識し、労働安全衛生規則等に従い、適切な安全対策を講じること。
- ◇ 国土交通省「建設工事公衆災害防止要綱」および「建築基準法」に則り、1.5m以上の掘削を行う場合、土留めを設置すること。また、土留めの設置が完了し、安全が確保されるまでは、掘山内部に立ち入らないこと。
- ◇ 掘削時には、地山（地下水を含む）の状況を目視等で随時確認するとともに、地下埋設物の状態及び埋設物廻りの土の性状等の把握を徹底し、地山崩壊等の事故防止を図ること。
- ◇ 土留め設置作業中及び設置後、また、土留め撤去作業における不具合（地山崩壊、及び地盤の沈下や管渠の蛇行等）を防止するよう、適切な手順と方法により施工するとともに、状況に応じて必要な措置を講じること。
- ◇ 掘削箇所における第三者及び施工者の墜落・転落防止措置は、確実にを行うこと。
- 全ての作業工程において、第三者の安全対策（歩行者のつまずき防止や自転車の転倒防止等）及び環境保全対策（車両通行による振動や騒音の抑制等）の一環として、作業後、交通開放前に、作業（試掘、L型側溝、取付管、舗装等）箇所と既設路面との境界（継ぎ目部）に、段差や溝を残さないこと。この、第三者の安全対策及び環境保全対策を、交通開放中も維持するため、継ぎ目部及び路面の状態の点検及び管理は遺漏なく実施すること。
- ◇ L型側溝工は、日々の施工量において、撤去から設置までを即日で仕上げた上で、交通開放すること。
- ◇ 取付管工及び試掘工の実施期間は、作業終了後に、舗装部の復旧（加熱合材による舗装）を実施した上で、交通開放すること。

<p>工 事 用 道 路 関 係</p>	<p>■ 工事期間中の交通について、次の事項に配慮し、安全かつ円滑に進めること。</p> <p>◇ 通行止め作業となる箇所や周辺の交通安全上影響を及ぼすと想定される箇所において、当該道路に接する住民へはチラシ等での周知、それ以外の周辺住民等へは看板による周知を行うこと。</p> <p>◇ 交通誘導警備員を適切に配置すること。本工事では配置人数を5人/日（ただし、交代要員としての1人/日を含む）として見込んでいる。なお、第三者（周辺住民等）に行き先を尋ねた後、適切な迂回路を説明できるよう、事前の教育及び地図の携行等を徹底すること。</p> <p>◇ 交通規制や切替えに関しては、通勤・通学等の日常的な通行者に適切な方法で周知することはもちろん、一時的な通過交通に対しても、分かりやすい表示により周知すること。なお、周知の方法（周知看板の内容、設置箇所等）については予め監督職員と詳細を協議すること。</p> <p>◇ 交通開放中の通行者の安全対策を徹底すること。なお、仮復旧部等の維持管理は、作業中のみならず交通開放中も徹底して実施すること。また、工事期間中の日常的な路面管理は受注者の責任となる。</p> <p>◇ 沿道住民の出入りを確保すること。なお、やむを得ず一時的に沿道住民の車両の出入りが確保できない場合、事前の周知を徹底し了解を得るとともに、必要な対策を講じること。</p> <p>◇ 工事関係車両を場外待機させる場合は、待機場所での迷惑行為の排除、出入口付近での混乱回避等に万全の対策（事前指導、運転手との密な連絡等）を講じると共に、短時間であっても周辺道路上に違法駐車等しないよう徹底すること。</p> <p>■ 当該工事箇所は、八幡小学校の指定通学路が含まれるため、登下校の時間帯に留意し、児童の安全な通行を確保すること。このことについても、交通誘導員の教育を徹底すること。また、交通規制時間帯は、地元自治会、八幡小学校の意見を伺った上で、警察署からの指示を仰ぐこと。</p> <p>■ 作業日の工事の着手時及び終了時には、交通規制の状況等を消防署に連絡すること。</p>
<p>仮 設 備 関 係</p>	<p>■ L型側溝工の作業は、工事目的物の品質確保、及び施工中の路面排水への影響排除のため、降雨時の施工はなるべくを避けること。また、休工中も含み、路面排水に支障がないよう、既示したとおり、L型側溝工は即日で仕上げること。</p> <p>■ 仮設備は残置しないこと。</p>
<p>建 設 副 産 物 関 係</p>	<p>■ 別紙仕様書によるものとする。</p> <p>■ 建設副産物関連の運搬等については、過積載防止に積極的に努め、適切に実施すること。</p>

<p>工事支障物件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地下埋設物（供給管等）が輻輳している区間は、これらに影響があってはならない。なお、関係企業と事前調整及び立会をしなければならない。 ■地下埋設物は、資料と現位置との違いや、浅埋の（土被りが小さい）可能性を排除できないため、事前調査のうえ、舗装切断の段階から、事故を起こさないよう慎重を期すこと。 ■関係企業の埋設管付近及び下水道取付管・樹付近においては、細心の注意が必要であるため、手掘りにて確認を行うこと。 ■本工事では、取付管と地下既設埋設物との交差があるため、事故防止及び取付管の適切な材料選定と管割等のため、試掘工を見込んでいる。従って、施工に先立ち、地下埋設物の埋設状況及び地盤の状況を把握し、試掘調査結果詳細を、施工計画（特に取付管工）に反映すること。なお、試掘調査には監督職員の立会を求めること。また、結果詳細は、監督職員に報告すること。 ■試掘は、3箇所を計上（1工区～3工区、各1箇所を想定）している。受注者は、資料調査及び現地踏査を行い、上記の目的に対して合理的で効果的な調査位置を設定すること。 ■施工中に不明な埋設物が出てきた場合は、速やかに監督職員、埋設事業者に連絡し、対応を協議すること。また、施工中に地下埋設物と近接することが想定される場合も、適宜立会を求め、対応を協議すること。
<p>排水工関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地下水が確認された場合は、水替工等の必要な措置を講じること。
<p>地盤改良関係</p>	<p>特になし</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■工事目的物は、市民が常用する施設であり、小規模だが、施設の性格上、不具合の影響は、広範に及ぶ可能性がある。従って、適切な施工管理を徹底して、工事目的物の品質を確保すること。 ■L型側溝工は、供用後のガタツキ等の不具合を防止するため、及び長期の耐久性を確保するため、堅固に据え付けること。また、製品の健全性を事前に入念にチェックすること。 ◇経年劣化を招きかねない施工は許容しない。例えば、L型側溝と基礎コンクリートの間、高さ調整の資材を残置する等である。なお、このことを含め、施工後不可視になる部分は、入念に管理し、施工不良の要因を作らないこと。また、細部にわたり施工の経過を記録すること。 ◇L型側溝の供用後の不具合のうち、勾配不良、たるみ及び雨水枡への流下不良（流向の誤りや、雨水枡がL型より高い等の高さの食違い）に起因する雨水の滞留（水溜り、道路冠水等）を防止するための施工方法・施工手順を入念に計画の上、施工すること。 ◇L型側溝工は、第三者の安全対策及び環境保全対策のために、舗装に影響しない（L型側溝の幅の範囲内での）施工とし、撤去

から設置までを即日で仕上げる想定である。また、より迅速な施工のため、基礎コンクリートは既製コンクリート板を計上している。但し、基礎からL型側溝設置を即日、堅固に仕上げる事が可能であれば、生コンクリート打設による基礎を可とする。

◇雨水排水の確保等のために、L型側溝の高さが現状と変わる場合は、民地部との段差にならないよう調整すること。調整(擦り付け)は、沿道住民と打合せのうえ実施すること。

■取付管工は、既存の陶製管を塩ビ製の管材に取替え、供用後の不具合を防止するものであり、特に留意すべき事項は以下のとおり。なお、不具合とは、管及び接合部の不具合(勾配不良、管の緩みやたるみ、土砂の吸出しによる沈下や陥没と、その要因になる空洞、流入土砂による流下阻害及び管の詰り、また不明水の侵入等)、並びに埋戻し部の不具合(沈下や空洞、及び埋戻し土の液状化等)である。

◆管の接合等に関して

◇既設管の撤去時に、本管や柵等の既存施設を損傷しないこと。

◇施工前の準備として、支管の接合部は、接合前に必ず泥土等を除去し、清掃しなければならない。

◇取付管は、汚水(及び雨水)が停滞しないように、かつ漏水が生じないように設置しなければならない。

◇取付管は、適切な方法により確実に継手部を接合して、汚水(及び雨水)の漏水や地下水の浸入を防止すること。また、柵部材や底版の継ぎ目や管口周りも漏水や吸出しなどの不具合防止措置を講じること。

◇施工に先立ち、接合用の継手類を選定し、適切に管割計画を立案すること。この計画立案に当たっては、試掘調査を活用し、あらかじめ柵と本管の距離と高低差及び支障物との交差状況を把握すること。なお、自在曲管を使用する場合、曲り角度が小さくなって汚水溜まりが生じないようにすること。

◇本管と支管の取付部の施工の際は、施工後に施工箇所ごとの確認が可能となるよう、予め施工段階ごとのチェックポイントを設定したうえで施工し、記録を残す等、不具合を防止するための管理を徹底して行うこと。

◆床付け、埋め戻しに関して

◇埋戻し時の一層仕上がり厚さは、適切な管理値を設定すること。

◇締固め作業は、各部位(基床部、管底側部、管側部、管上部、及びこれら以外の埋戻し部)における充填不足が無いよう、適切な方法により入念に実施すること。言うまでもないが、既設管(本管)まわりの締固めについても、同様とする。

なお、基礎部(床付け面)の締固めは入念に行うとともに、基床部は、100mm以上を確保すること。

- ◇埋戻し部の締固め度は、現場密度試験により確認すること。なお、その詳細（締固め度試験の方法、規格値、測定回数等ほか）については、「千葉県施工管理基準」の最新版に準拠すること。
- ◇埋戻し作業を効率的に進めるために、適切な準備（締固め特性の把握等）を実施するよう努めること。
- ◇転圧作業環境の確保、及び材料の含水比の適正化等のために、必要に応じて適切な措置（排水工等）を講ずること。
- 資機材を作業時間帯以外に施工区域内に置くことは不可とする。（使用する資機材の搬入は施工当日とする。）
また、管材及び接合剤等については、直射日光を避ける、重量物を載せない、不要な支点を設けない等、変形、損傷等を与えない適切な管理を行うこと。
- 埋戻土は再生砂を使用すること。これにより本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であることから試験を実施し、その結果を監督職員に提出するものとする。なお試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 本工事で搬出する発生土は、事前に土壌分析試験（30項目）を実施し、基準値以内であることを確認すること。なお、試験結果（試験成績表）を提出するものとする。
- 公共基準点および用地境界標等の既存の杭・鉄等については、受注者の責任において、事前確認を行い、その存在が確認された場合は、施工に伴う移動がないことを実測（施工前・施工後）により示し、写真等により管理すること。
また、L型側溝が宅地内に越境している場合は、これを解消した位置にL型側溝を敷設し、その後測量境界標を復旧すること。
- 千葉県土木工事施行管理基準の出来形管理基準、写真管理基準、品質管理基準については、最新版を使用すること。
- 施工箇所をはじめ、現場周辺の環境保全（舗装箇所の不具合、道路の汚れ、ごみの飛散等の防止、及び後片付けの徹底等）することに配慮した、日々の現場管理に努めること。
- 仮復旧及び本復旧部について、既設舗装との段差が発生しないよう高さを調整すること。
- 舗装計画高については原則現況と同じとし、道路上の施設蓋（ガス、水道、雨水、汚水等）の高さが整合しない場合は、必ず監督職員と協議し、対応方針を決定すること。なお、他企業施設蓋（ガス、水道等）の高さ調整は、依頼から施工まで時間を要するため、必ず事前調査を実施したうえで施工計画をすること。
- 仮設関係において、当該工事の施工中に不具合が生じないように、施工管理を徹底すること。また、このことに関して、以下

	<p>の要点に留意すること。</p> <p>◇掘削及び土留め（支保工）設置・撤去に関しては、施工中の不具合（掘削中・掘削完了後、及び支保工設置・撤去時のアルミ矢板の変位・はらみ等、並びに地山崩壊等）を防止するよう、適切な手順により施工するとともに、状況に応じた必要な措置を講じること。</p>
--	--

※ 明示されていない施工条件及び明示事項が不明確な施工条件等については、監督職員と協議の上、決定するものとする。